

令和 5 年 3 月 28 日

## 令和 4 年度包括外部監査結果報告書（概要版）

長崎市包括外部監査人 公認会計士 松本 考功

令和 4 年度の包括外部監査を終了しましたので、その概要をご報告いたします。

### 1. 選択したテーマと監査対象

#### (1) 監査のテーマ（特定の事件）

出資団体における事務の執行について

#### (2) 選定理由

長崎市には現在 13 の出資団体（4 分の 1 以上を出資している法人）が存在する。これらの団体は長崎市の活動を補完する役割を担っており、公共性の高いサービスを提供している。そのため、市民にとって身近な存在であり、出資団体が行うサービスの内容に関して日頃より高い関心があるものと考える。一方で、過去、全国的に地方公社や第三セクターなどの外郭団体の経営状況が問題視され、国において平成 21 年 6 月の「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」が策定された経緯があり、長崎市においても長崎市外郭団体等経営検討委員会が設置され、平成 24 年 1 月にその検討結果の最終報告がなされている。本監査年度においてはこの最終報告から約 10 年が経過しており、近年めまぐるしく変化する経済状況や生活様式の変化により出資団体の財政状況の悪化や出資目的と事業内容の乖離や事業の不効率化が懸念されるものである。また、株式会社長崎高島水産センターの清算業務にて不正が生じた事例もあり、出資団体は組織として長崎市とは別体であることから、長崎市の管理監督が及ばぬところで長崎市にとって不利益をもたらすような行為が行われている可能性も懸念される。

以上の点から、出資団体における事務の執行について法令等に対する合規性はもとより、経済性・効率性・有効性の観点から検討を行うことは有意義と判断したため今年度の監査テーマ（特定の事件）として選定した。

(3) 監査の対象期間

原則として令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）。ただし、必要に応じて令和2年度以前及び令和4年度の執行分を含む。

(4) 監査の実施期間

令和4年4月1日から令和5年3月28日まで

(5) 監査実施者

包括外部監査人（公認会計士）、監査補助者（公認会計士2名、弁護士2名）

## 2. 監査の方法

(1) 主な監査の着眼点

- ① 長崎市の出資団体が関係法令、規則及び諸規程に準拠して適切な運営がなされているか。
- ② 出資団体における事務が、経済性、効率性及び有効性の観点から適切に実施されているか。

合規性	地方自治法等法令に違反していないか
経済性	無駄なコストがかかっていないか
有効性	目的とした成果をあげているか
効率性	より成果の出る方法はないか

(2) 主な監査手続

- ・出資団体の概要の把握
- ・出資団体への出資の経緯及び出資状況の把握
- ・出資団体の役員及び職員の状況の把握
- ・出資団体の組織の状況の把握
- ・長崎市の管理・監督状況の把握
- ・長崎市外郭団体等経営検討委員会最終報告書への対応状況の把握
- ・出資団体の経理事務に関する管理体制の把握
- ・市との取引状況の把握
- ・出資団体の財務・経営状況の把握

※監査手続の詳細な選定方法に関しては、全体版の「第3章 監査手続の計画」にて記載している。

### 3. 報告書の構成

- 第1章 監査の概要
- 第2章 選定した特定の事件の概要
- 第3章 監査手続の計画
- 第4章 監査手続の結果【総論】
- 第5章 監査手続の結果【各論】

### 4. 報告書の要約

概要版では、報告書のうち特に重要と考えられる項目のみを抜粋して、以下記載する。  
また、指摘及び意見の内容については、全体版と比較して簡略化した内容を記載している。

### 5. 監査結果の概要

#### (1) 指摘及び意見の件数

指摘及び意見の件数は、以下のとおりである。

指摘：24件（うち、総論による指摘2件）
意見：47件（うち、総論による意見2件）

#### (2) 指摘及び意見の内容

今回の包括外部監査では、次の9項目について監査手続を実施した。

- ① 出資団体の概要の把握
  - ・出資団体に業務概要のヒアリングを行う。
- ② 出資団体への出資の経緯及び出資状況の把握
  - ・出資団体への出資の経緯及び状況のヒアリング及び関連資料の閲覧を行う。
- ③ 出資団体の役員及び職員の状況の把握
  - ・出資団体の役員・職員の状況のヒアリング及び関連資料の閲覧を行う。
- ④ 出資団体の組織の状況の把握
  - ・出資団体の組織体制についてヒアリング及び関連資料の閲覧を行う。
- ⑤ 長崎市の管理・監督状況の把握
  - ・長崎市の管理・監督状況についてヒアリング及び関連資料の閲覧を行う。
- ⑥ 長崎市外郭団体等経営検討委員会最終報告書への対応状況の把握

- ・上記の対応状況についてヒアリング及び関連資料の閲覧を行う。
- ⑦ 出資団体の経理事務に関する管理体制の把握
  - ・出資団体の経理事務についてヒアリング及び関連資料の閲覧を行う。
- ⑧ 市との取引状況の把握
  - ・出資団体の経理事務についてヒアリング及び関連資料の閲覧を行う。
- ⑨ 出資団体の財務・経営状況の把握
  - ・出資団体の財務・経営状況についてヒアリング及び関連資料の閲覧を行う
  - ・出資団体の事業報告、総勘定元帳等の閲覧を行う。

上記項目ごとに導き出した指摘・意見の件数及び主な内容は、次の表のとおりである。

※1 今回、似通った検出事項で指摘にあるもの、意見にあるものが存在するが、これはその瑕疵の度合い及び、往査を行った出資団体の全体的な状況を鑑み、意見と指摘とに区分している。

※2 後述する意見において各論との関連付けを行うために、それぞれの指摘・意見については固有の番号を設定している。([指 1-1] [意 1-1] 等)

## 【各論における指摘・意見の一覧】

No	出資団体	指摘	意見
1	(一財) 長崎市勤労者サービスセンター	①会計処理の誤り	①固定資産の計上基準が曖昧 ②賞与引当金の不適用 ③財務諸表注記の不備 ④就業規則と実態の乖離及び不足
2	(一財) 長崎ロープウェイ・水族館		①駐車場管理委託契約の随意契約 ②手許現金保有残高の規程との不整合 ③会計区分と財務規則の不整合 ④水族館の指定管理料の増加 ⑤就業規則と実態の乖離及び不足 ⑥指定管理契約における物品の取り扱い
3	(一財) 長崎市野母崎振興公社	①リース会計の処理誤り	①賞与引当金の不適用 ②財務諸表注記の不備 ③就業規則と実態の乖離及び不足 ④将来の従業員の取り扱い ⑤指定管理契約における物品の取り扱い
4	(一財) 長崎市地産地消振興公社	①民営化検討状況の遅延 ②財務諸表注記の不備	①手許現金保有残高の規程との不整合 ②就業規則と実態の乖離及び不足
5	(社福) 長崎市社会福祉事業団	①人件費積立金の積み上げ ②指定管理料の金額の妥当性 ③備品等の管理の不十分 ④経理規定の記載上の誤り ⑤経理事務体制の不足	①指定管理業務の公募可能性 ②就業規則と実態の乖離及び不足 ③指定管理契約における物品の取り扱い
6	(一財) クリーンながさき	①剩余金の目的不明瞭な留保	①就業規則と実態の乖離及び不足 ②債権管理の新法不対応 ③料金設定の見直し ④リース会計処理誤り ⑤車両の老朽化 ⑥原状回復義務について ⑦決算書の表示の不備
7	(公財) 長崎市スポーツ協会	①公益化における検討資料の不存在 ②一般正味財産の目的不明瞭な留保 ③指定正味財産の使途が不明確 ④現金実査が不十分 ⑤リース会計処理の誤り ⑥受取補助金の会計処理誤り ⑦代表権のない理事長 ⑧広告方法の不備	①未使用の預金口座
8	長崎つきまち（株）	①取締役会の開催頻度の不足	①現金管理に対する対価の見直し ②振込手数料の負担関係の見直し ③就業規則と実態の乖離及び不足 ④出資の見直し ⑤今後の駐車場運営について ⑥退職金規程の整備
9	長崎中央市場サービス（株）		①退職給付引当金の不適用 ②生産手数料の料率見直し ③経理事務体制の不十分 ④株券発行について ⑤株主名簿の未作成 ⑥将来的な展望 ⑦就業規則と実態の乖離及び不足
10	(株) ながさきサステナエナジー	①経理事務体制の不足 ②経理規定の不備 ③就業規則の法令不適合	①株主方法の開催方法 ②取締役会の開催方法 ③補助金の資金効率 ④事業計画の精度

**【各論における指摘の分布一覧】**

	出資団体	投下資金 の不効率	事業内容	指定管理 契約	会計処理/ 会計規程	決算報告/ 予算報告	労務規程	人員体制	その他	合計
1	(一財) 長崎市勤労者サービスセンター				1					1
2	(一財) 長崎ロープウェイ・水族館									0
3	(一財) 長崎市野母崎振興公社				1					1
4	(一財) 長崎市地産地消振興公社					1			1	2
5	(社福) 長崎市社会福祉事業団	1		1	1			1	1	5
6	(一財) クリーンながさき	1								1
7	(公財) 長崎市スポーツ協会	1			4				3	8
8	長崎つきまち(株)								1	1
9	長崎中央市場サービス(株)									0
10	(株) ながさきサステナエナジー				1		1	1		3
合計		3	0	1	8	1	1	2	6	22

**【各論における意見の分布一覧】**

	出資団体	投下資金 の不効率	事業内容	指定管理 契約	会計処理/ 会計規程	決算報告/ 予算報告	労務規程	人員体制	その他	合計
1	(一財) 長崎市勤労者サービスセンター				2	1	1			4
2	(一財) 長崎ロープウェイ・水族館		1	2	2		1			6
3	(一財) 長崎市野母崎振興公社			1	1	1	1	1		5
4	(一財) 長崎市地産地消振興公社				1		1			2
5	(社福) 長崎市社会福祉事業団			2			1			3
6	(一財) クリーンながさき		2		1	1	1		2	7
7	(公財) 長崎市スポーツ協会								1	1
8	長崎つきまち(株)		3				2		1	6
9	長崎中央市場サービス(株)		2		1		1	1	2	7
10	(株) ながさきサステナエナジー	1				1			2	4
合計		1	8	5	8	4	9	2	8	45

## 6. 【各論】における検出事項を踏まえた指摘及び意見

指摘/意見
指摘
表題
一般（公益）社団法人・一般（公益）財団法人・社会福祉法人に対する出捐に関しては、出捐金、指定管理料、補助金の個々の妥当性の確認に留まらず団体全体の財務状況を見て資金投下を行うべきである
概要
長崎市の投下資金の効率性の観点から、一度拠出すると解散するまで剩余金を回収できない一般（公益）社団法人、一般（公益）財団法人、社会福祉法人については出捐金、指定管理料、補助金の個々の妥当性の確認に留まらず団体全体の財務状況を鑑み、剩余金が無計画に積み上がっている場合は当該剩余金の消化を優先させ一時的に単年の指定管理料や補助金の金額等を減額するなど、総合的な拠出判断を行うべきである。

指摘/意見
指摘
表題
出資団体の管理監督に関する要綱や指針、マニュアル等を策定し、管理監督の質を向上させるべきである
概要
今回検出された会計や、法務労務、人員体制についてなどは、出資団体の管理監督に関して全庁的な指針がないため、要綱や指針、マニュアル等を策定し、出資団体に対する管理監督業務の質を一定以上に上げるべきである。

指摘/意見
意見
表題
各種規程類の定期的な見直しを行うことが望ましい
概要
規程類は法律の改正等の影響をほとんど汲んでいないため、定期的なアップデートを行うことが望ましい。

指摘/意見
意見
表題
一般（公益）社団法人の法人形態、及び一般社団法人及び一般財団法人法に基づく基金制度の活用の検討を行うことが有益であると考える（意見）
概要
先に述べた一般（公益）社団法人、一般（公益）財団法人、社会福祉法人に関する投下資金回収の困難性は、一般（公益）社団法人における基金制度を活用することで、投下資本の効率的な運用がなされる場合もあるため、今後出資団体を設立する際にはご検討いただきたい。

## 7. 【各論】における指摘・意見の一覧

各論における指摘・意見の一覧は以下のとおりである。なお、指摘・意見の概要については全体版の内容を簡略化して記載を行っている。

### (1) (一財) 長崎市勤労者サービスセンター

指摘：1件	意見：4件
-------	-------

指摘/意見
意見【意1-1】
表題
固定資産の金額基準について
概要
固定資産への計上が不要な「資産外備品」について、「耐用年数1年未満又は相当額未満のもので、比較的長期にわたって使用に耐えうるもの。」と定めているが、10万円未満など、具体的な金額とすることが望ましい。

指摘/意見
意見【意1-2】
表題
賞与引当金の計上について
概要
適正な期間損益計算を行うためには、支給見込額のうち当期に帰属する額を賞与引当金として計上することが望ましい。

指摘/意見
意見【意1-3】
表題
財務諸表の注記について
概要
(一財) 長崎市勤労者サービスセンターは公益法人ではないが、財務規程で公益法人会計基準を採用するとしている以上、公益法人会計基準に沿った注記を行うことが望ましい。

指摘/意見
指摘 【指 1-1】
表題
会計処理の誤りについて
概要
振替仕訳の単純な誤りがあった。金額的には軽微であるが、令和 2 年度も同様の誤りがあったため、今後は、同じ誤りが発生しないよう改善して頂きたい。

指摘/意見
意見 【意 1-4】
表題
就業規則の各規程について
概要
採用時における提出書類や雇用期間更新の判断基準に関しその実体を踏まえ、また退職や解雇につき適用場面を踏まえた各規程の在り方について検討することが望ましい。加えて、中小企業退職金共済事業団から支払われる退職金につき、解雇時において当然に「支給しない」とする定めについては適切ではなく、この点についても検討されたい。

## (2) (一財) 長崎ロープウェイ・水族館

指摘：0 件	意見：6 件
--------	--------

指摘/意見
意見【意 2-1】
表題
駐車場の管理委託について
概要
駐車場の管理については、網場駐車場管理運営協議会へその管理運営が再委託されている（随意契約）。この点、委託料については本件駐車場に管理上想定される人員配置に係る人件費を積算した額を根拠とされているが、実際の労働実態（各人員配置）については把握されていない。また、トラブル時の迅速な対応等の具体的な対応状況についてはその頻度等を含め不明瞭な部分がある。長崎市漁港管理条例との要件充足性の観点からも、委託料の金額及び随意契約とする必要性については、改めて検討することが望ましい。

指摘/意見
意見【意 2-2】
表題
手持ち現金の保有残高について
概要
財務会計規程では、手持ち現金の保有限度額は 10 万円以内と規定されているが、実際は 10 万円以上保有している場所がある。法人としては、手持ちの現金はつり銭を除くと解釈していたとのことであるが、つり銭として必要な金種・枚数がいくらか再度検討したうえで、必要であれば財務会計規程の改定を行うことが望ましい。

<b>指摘/意見</b>
<b>意見【意2-3】</b>
<b>表題</b>
会計区分の変更に伴う財務会計規程の改定について
<b>概要</b>
<p>財務会計規程では、財団の会計は実施事業、その他の事業及び法人会計に区分すると規定されているが、令和3年度の正味財産増減計算書内訳表では、長崎ペンギン水族館・たちばな漁港有料駐車場、長崎ロープウェイ、物品販売等事業、法人会計の4つに区分されている。</p> <p>公益目的支出計画が完了した後、令和2年度から内訳表の区分を変更しているとのことであったが、現状の会計区分に合わせて財務会計規程の改定を行うことが望ましい。</p>

<b>指摘/意見</b>
<b>意見【意2-4】</b>
<b>表題</b>
長崎ペンギン水族館について
<b>概要</b>
<p>新型コロナウイルスの影響は今後も続くことが予想されるが、引き続き利用促進活動等に努め、効率的な事業運営のもと市民サービスの向上並びに観光振興に貢献されることを期待する。</p>

<b>指摘/意見</b>
<b>意見【意2-5】</b>
<b>表題</b>
就業規則の各規程について
<b>概要</b>
<p>財団と職員との間において、何を確認すべきかという視点を踏まえて採用時における提出書類の中身について検討することが望まれる。また、解雇した場合において退職金を不支給とすることが常に合理性があるとは言えない側面があり、その点を考慮した定め方を検討する必要がある。さらに、支給係数に関連する退職理由の判断基準等について、具体的場面を想定したうえで、規程内容について検討することが望まれる。</p>

指摘/意見
意見【意2-6】
表題
指定管理に係る基本協定書（指定管理者による備品等の購入等）の記載事項について
概要
指定管理に係る基本協定書において、指定管理者が備品等を購入することができない旨が規定してあるが、備品をリースする場合については特段規定されていない。銀行等から融資を受けて購入した場合と同様の効果が得られるファイナンス・リース取引に該当するような場合もあることから、備品等をリースで調達する場合についても考慮した記載にすることが望ましい。

(3) (一財) 長崎市野母崎振興公社

指摘：1件	意見：5件
-------	-------

指摘/意見
指摘【指3-1】
表題
ごみ収集車のリースに係る会計処理について
概要
現在使用しているごみ収集車のリース契約で、ファイナンス・リース取引に該当するものが1件あった。所有権移転外ファイナンス・リース取引に該当し、かつ、賃貸借処理が認められる場合に該当しないため、売買処理を適用するのが正しい会計処理であった。

指摘/意見
意見【意3-1】
表題
賞与引当金の計上について
概要
適正な期間損益計算を行うためには、支給見込額のうち当期に帰属する額を賞与引当金として計上することが望ましい。

指摘/意見
意見【意3-2】
表題
財務諸表の注記について
概要
(一財)長崎市野母崎振興公社は公益法人ではないが、財務規程で公益法人会計基準を採用するとしている以上、公益法人会計基準に沿った注記を行うことが望ましい。

<b>指摘/意見</b>
<b>意見【意3-3】</b>
<b>表題</b>
<b>就業規則の各規程について</b>
<b>概要</b>
<p>採用時における提出書類に関する規程については、実際の運用を踏まえる必要がある。また、解雇時における退職金につき、中小企業退職金共済事業本部との関係の規程は適切とは言えず、また適用場面において混乱を生じさせかねない抽象的なものとなっている。経営方針等に照らせば見直しの必要性は高いとはいえないが、運用について検討事項を含め考慮に入れるべきである。</p>

<b>指摘/意見</b>
<b>意見【意3-4】</b>
<b>表題</b>
<b>従業員の取り扱いについて</b>
<b>概要</b>
<p>公社として解散を検討する場合には、現在受託する廃棄物収集業務という公的性質も踏まえ、その解散時期や内容、職員の取り扱いや事前アナウンス、新たな民間業者との関係性等について検討することが望まれる。</p>

<b>指摘/意見</b>
<b>意見【意3-5】</b>
<b>表題</b>
<b>指定管理に係る基本協定書（指定管理者による備品等の購入等）の記載事項について</b>
<b>概要</b>
<p>指定管理に係る基本協定書において、指定管理者が備品等を購入することができない旨が規定してあるが、備品をリースする場合については特段規定されていない。銀行等から融資を受けて購入した場合と同様の効果が得られるファイナンス・リース取引に該当するような場合もあることから、備品等をリースで調達する場合についても考慮した記載にすることが望ましい。</p>

(4) (一財) 長崎市地産地消振興公社

指摘：2件	意見：2件
-------	-------

指摘/意見
指摘【指4-1】
表題
直売所運営事業の今後の方針について
概要
長崎市地産地消振興公社が行っている農水産物直売所運営事業について、平成24年度の経営検討委員会にて民営化の可否を検討すべしとの指摘がなされている。公益目的財産の償却時期などの事情を踏まえても、今後スピード感を上げて検討及び議論を進める必要があると考える。

指摘/意見
指摘【指4-2】
表題
財務諸表の注記について
概要
長崎市地産地消振興公社は公益法人会計基準に準拠して財務諸表を作成しているが、財務諸表の注記において一部不適切な表示となっているため、適切に修正頂きたい。

指摘/意見
意見【意4-1】
表題
現金管理について
概要
手持ち現金の保有額が経理規程の保有限度額を常時超えていること、金庫の鍵を臨時職員7名全員がいつでも使用可能な状態にあることから、前者については実際の保有額を経理規程の保有限度額内にするか実態に合わせて経理規程を改定する等して経理規程に沿った運用とすること、後者についてはパスワードロックが可能な金庫への変更や現金保有額の減少に向けたキャッシュレス決済の推進等の施策を検討頂きたい。

指摘/意見
意見【意4-2】
表題
退職金を含む労働関係規程の整理について
概要
<p>職員規程と臨時職員等の勤務条件に関する規程の適用関係が不明確な点があるほか、労働条件について定めた規定の一部について就業規則としての制定改訂手続きが取られていないことから、雇用形態に応じた就業規則の内容、手続を整理することを検討いただきたい。</p> <p>また、現在地産地消振興公社は退職金の定めのない臨時職員、非常勤職員のみで運営していること、無期転換した職員の地産地消振興公社への貢献度も考慮すると退職金に関する規程についての見直しを含めて検討するのが相当である。</p>

(5) (社福) 長崎市社会福祉事業団

指摘：5件	意見：3件
-------	-------

指摘/意見
指摘【指5-1】
表題
人件費積立金について
概要
貸借対照表上に令和3年度末時点で人件費積立金が150,000千円積み立てられているが、「人件費積立資産」という科目を使っているものの、人件費として使用するために積み立てたわけではなく、流動資産である普通預金が運転資金として必要な金額以上の残高となっていることから、人件費積立金を積立て、同額の積立資産を定期預金で運用することとしたとのことであった。本来、人件費積立金として会計処理すべきものではないため、実態に即した会計処理をすべきである。

指摘/意見
指摘【指5-2】
表題
指定管理料の金額の妥当性について
概要
指定管理料は、毎期事業計画書及び決算見込みをもとに長崎市社会福祉事業団と長崎市障害福祉課で協議を行い決定しているが、予算と実績との乖離が大きく、発生した余剰金は「人件費積立金」として積み立てられている。 指定管理者の経営努力によって生じた余剰金であれば、その余剰金を内部留保することも指定管理制度の趣旨に沿ったものであり問題ないと考えられるが、現状では予算と実績との乖離が指定管理者の経営努力によるものかどうかの検証が行われていない。 指定管理者の内部留保となる指定管理料の原資は公金（税金）であることも鑑みると、委託費の過大支出を防止する観点から、予算と実績との乖離については必ず検証を行うべきであり、検証の結果精算すべきものがあれば、指定管理者と長崎市の双方が協議のうえ精算すべきである。

<b>指摘/意見</b>
<b>指摘【指 5-3】</b>
<b>表題</b>
<b>備品等の管理について</b>
<b>概要</b>
備品を適正に管理するという観点からは少なくとも年に 1 回は備品の実査をするべきである。

<b>指摘/意見</b>
<b>指摘【指 5-4】</b>
<b>表題</b>
<b>経理規定の記載上の誤りについて</b>
<b>概要</b>
計算書類においては、会計基準に従い開示が必要な注記はすべて記載されている一方、経理規定において、計算書類の注記事項についての記載に誤り及び不足があった。経理規定の改定を速やかに行うべきである。

<b>指摘/意見</b>
<b>指摘【指 5-5】</b>
<b>表題</b>
<b>経理の体制について</b>
<b>概要</b>
経理規定どおりに適時に月次試算表の作成が出来ていない。会計処理で単純な処理誤りが発見されたほか、計算書類の注記や附属明細書でも軽微な誤りが数件確認されたため、経理の体制については早急に見直すべきである。チェック体制を構築するとともに、担当者を増員するもしくは顧問税理士の関与度合いを高める等の検討についても行うことが望ましい。

<b>指摘/意見</b>
<b>意見【意5-1】</b>
<b>表題</b>
平成24年検討委員会最終報告の対応について
<b>概要</b>
長崎市障害福祉センターの指定管理を非公募で行うこととした理由について、当団体の主張そのものに疑義はないが、非公募にして当団体のみで長期的に運営を行っていく可能性と共に、公募に限らず民間の活力を上手く利用できる手法を積極的に考えていただきたい。

<b>指摘/意見</b>
<b>意見【意5-2】</b>
<b>表題</b>
就業規則の各規程について
<b>概要</b>
採用時における提出書類につき実際の運用を踏まえて検討いただきたい。また、退職手当に関する規程や懲戒事由の明確化、解雇時における支給可否の考え方との整合性、欠格条項の定めの要否等についても、検討することが望まれる。

<b>指摘/意見</b>
<b>意見【意5-3】</b>
<b>表題</b>
指定管理に係る基本協定書（指定管理者による備品等の購入等）の記載事項について
<b>概要</b>
指定管理に係る基本協定書において、指定管理者が備品等を購入することができない旨が規定してあるが、備品をリースする場合については特段規定されていない。銀行等から融資を受けて購入した場合と同様の効果が得られるファイナンス・リース取引に該当するような場合もあることから、備品等をリースで調達する場合についても考慮した記載にすることが望ましい。

(6) (一財) クリーンながさき

指摘：1件	意見：7件
-------	-------

指摘/意見
指摘【指 6-1】
表題
財団法人における剰余金の留保について
概要
令和 3 年度まで 443,659 千円の繰越利益剰余金が積みあがっているが、現状の繰越利益剰余金の将来的な使途を明確にし、剰余金を確実に利用すること、及び、長崎市が適時に資金回収出来ないという点も考慮し、使途が不明確な剰余金が今後留保されないように経営を行うことに留意して頂きたい。

指摘/意見
意見【意 6-1】
表題
入場禁止の措置と法的位置づけについて
概要
就業規則中に、労働者が有責の一定の場合に入場の禁止、退場を命じることができる旨の規定があるが、その際の法的位置づけ（給与の支払義務など）を規定上明確にすることが望ましい。

指摘/意見
意見【意 6-2】
表題
債権管理について
概要
会計規程中の貸倒損失に関する期間の計算について、平成 29 年民法改正（債権法改正）後の民法の定める時効期間と必ずしも合致しない内容となっているため、民法上消滅時効の対象とならない債権も含んでいることを前提に規定の見直しをするのかについて検討することが望ましい。

<b>指摘/意見</b>
<b>意見【意 6-3】</b>
<b>表題</b>
浄化槽の収集清掃業務の料金設定について
<b>概要</b>
浄化槽の収集清掃業務の料金については、現状規制はなくクリーンながさきが任意に決定することができる状況であるが、浄化槽の収集清掃業務が 1 社独占であり市場競争が働いていないため、料金についてはし尿収集運搬業務と同様に何らかの規制を設けた方が望ましい。

<b>指摘/意見</b>
<b>意見【意 6-4】</b>
<b>表題</b>
車両のリースに係る会計処理について
<b>概要</b>
車両のリース契約に関して従前オペレーティング・リースとして賃貸借処理を行っているが、契約内容等の実態からするとファイナンス・リース取引と考えられるため、今後新たに車両をリースする場合には売買取引に準じた会計処理を行う必要がある。

<b>指摘/意見</b>
<b>意見【意 6-5】</b>
<b>表題</b>
車両の入替について
<b>概要</b>
クリーンながさきの事業に不可欠な車両について、現地監査時点で実際の使用期間が 20 年に迫っている車両が複数台あり、車両の老朽化が進んでいることから、新規のリース契約締結等により適宜車両の入替を行うことが望ましい。

<b>指摘/意見</b>
<b>意見【意 6-6】</b>
<b>表題</b>
<b>土地建物返還時の原状回復について</b>
<b>概要</b>
2024年4月に事業所が移転予定となっており、現在使用している事業所の建物は移転後、長崎市の責任で建物の取り壊しを行う予定であることから原状回復の負担軽減の方向で長崎市と協議することが望ましい。

<b>指摘/意見</b>
<b>意見【意 6-7】</b>
<b>表題</b>
<b>決算書の表示について</b>
<b>概要</b>
貸借対照表及び損益計算書の表示について、企業会計基準、公益法人会計基準が混在していることから、企業会計基準を適用している旨を明示的に記載し企業会計基準に即した表示とすることが望ましい。

(7) (公財) 長崎市スポーツ協会

指摘：8件	意見：1件
-------	-------

指摘/意見
指摘【指7-1】
表題
公益法人化した判断過程の明確化について
概要
公益財団法人を選択した検討過程及び判断理由が確認できる資料が残っていないため、適切な文書化及び保存について検討頂きたい。

指摘/意見
指摘【指7-2】
表題
公益財団法人における一般正味財産の留保について
概要
令和3年度まで一般正味財産が17,655千円計上されているが、その使途が不明確であるため、現状留保されている一般正味財産について使途を明確にする、及び、今後一般正味財産が余分に積みあがらない環境を整備するといった対応を検討頂きたい。

指摘/意見
指摘【指7-3】
表題
指定正味財産の使途の明確化
概要
指定正味財産として100,000千円が計上されているが、その使途については将来的に競技力向上対策事業等に利用することを想定しているのみで、寄付者の意思により明確な使途が決まっている訳ではない。このため、公益法人制度（公益法人会計基準注解6）に従い、指定正味財産の使用目的を整理頂きたい。

<b>指摘/意見</b>
<b>指摘【指 7-4】</b>
<b>表題</b>
<b>現金実査の頻度について</b>
<b>概要</b>
会計処理規程の記載と業務運営の実態が不整合となっている状態にあるため、会計処理規程の記載に合わせて日次で現金実査を行うようにする、又は、適切な頻度を定めて会計処理規程を適宜修正頂く等、現金実査について今後の方針を整理頂きたい。

<b>指摘/意見</b>
<b>指摘【指 7-5】</b>
<b>表題</b>
<b>駐車場設備のリースに係る会計処理について</b>
<b>概要</b>
駐車場設備のリース契約について、現状ではオペレーティング・リース取引として賃貸借処理を行っているが、契約内容等の実態からするとファイナンス・リース取引と考えられるため、売買取引に準じた会計処理に修正することを検討頂きたい。

<b>指摘/意見</b>
<b>指摘【指 7-6】</b>
<b>表題</b>
<b>受取補助金の会計処理について</b>
<b>概要</b>
長崎市スポーツ協会では、一部事業について長崎市から補助金を受領し、各競技団体に交付する活動を実施しており、決算書上、受領した補助金は受取市補助金に計上し、各競技団体への交付金は事業費の支払助成金等に計上しているが、補助金の交付プロセス等の実態を踏まえると公益法人会計基準の注解13に従い、預り金処理することが適切と考える。

指摘/意見
指摘 【指 7-7】
表題
理事の名称について
概要
理事のうち代表権のない理事に「理事長」との代表権があるかのような名称が使用されていることから、「理事長」の名称は使用を避けるべきであり、他の名称に変更すべきである。

指摘/意見
指摘 【指 7-8】
表題
公告方法の不備について
概要
長崎市スポーツ協会は公告方法を電子公告と定めていたが、登記上表示された URL はウェブサービスの終了により表示されない状態となっていたことから、法令違反の状態であった。公告方法の変更等の定款変更が必要である。

指摘/意見
意見 【意 7-1】
表題
未使用の預金口座について
概要
保有している 4 口座のうち 2 口座が未使用であるが、未使用の預金口座については、不正防止及び管理工数削減の観点から適宜解約することが望ましい。

(8) 長崎つきまち(株)

指摘：1 件	意見：6 件
--------	--------

指摘/意見
指摘 【指 8-1】
表題
取締役会の開催頻度について
概要
令和 3 年度は取締役会が 3 回いずれも書面決議での実施にとどまっているが、法律の規定に従い 3 ヶ月に 1 回以上の取締役会を実地開催し職務執行の状況を報告すべきである。

指摘/意見
意見 【意 8-1】
表題
規程の制定手続の法令不適合について
概要
取締役会などの各機関の権限に関する規定が取締役会決議で制定改廃可能なものとなっているため、法律の規程を修正する定めをおく場合には株主総会の特別決議など所定の手続きをとる必要がある。

指摘/意見
意見 【意 8-2】
表題
就業規則等の法改正への対応について
概要
身元保証人に関する極度額の定めなど、主に平成 29 年の民法改正などの法令改正に対応した規程の変更を検討されたい。

<b>指摘/意見</b>
<b>意見【意 8-3】</b>
<b>表題</b>
一部テナントの売上金に係る現金管理代行の経済合理性
<b>概要</b>
<p>メルカつきまちに入居しているテナントの内、一部のテナント（7 店舗）について、各テナントの売上金の管理を長崎つきまちが代行しているが、当該現金管理サービスに係る対価は收受していない。また、管理代行している売上金を各テナント口座に振り込む際の振り込み手数料を長崎つきまちが半分負担している。現金管理サービスについて経済合理性の観点からは対象テナントから適切な対価を收受すべきと考えられ、この観点で賃貸借契約書の見直しを行うことが望ましい。振込手数料の負担についても現金管理サービスに対する対価とともに見直しを行うことが望ましい。</p>

<b>指摘/意見</b>
<b>意見【意 8-4】</b>
<b>表題</b>
出資の見直し含めた長崎市との関係整理の検討
<b>概要</b>
<p>現在、長崎つきまちが街づくりに資するという役割を十分に果たせているかは議論の余地があり、運営しているメルカつきまちについては商業施設及び公共施設の両方の側面を持っていることから、引き続き長崎つきまちの今後の方向性を明確にしつつ、長崎市からの出資及び賃料の見直し要否を含めた長崎市との関係整理を行うことが望ましい。</p>

<b>指摘/意見</b>
<b>意見【意 8-5】</b>
<b>表題</b>
機械式立体駐車場の今後の対応検討
<b>概要</b>
<p>メルカつきまちに併設されている機械式立体駐車場について故障停止と修繕を繰り返してきたが、経営安定化のためにも駐車場の建替えや取り壊し等の選択肢を引き続き検討し、早急な対応が必要と考える。</p>

指摘/意見
意見【意8-6】
表題
退職金規程の整備
概要
現在再雇用職員のみであり退職金規程は存在しないが、過去に退職者があった場合は個別の判断で退職金を支給している。今後は、過去の事例を踏まえ長崎市とも協議の上で退職金規程を整備頂くことが望ましい。

(9) 長崎中央市場サービス(株)

指摘：0件	意見：7件
-------	-------

指摘/意見
意見【意9-1】
表題
退職給付引当金について
概要
中退共本部から支給される退職金の額が長崎中央市場サービス株式会社の退職金規定によって算定された額より少ないとときは、その差額を会社が直接支給することとしているため、差額分については退職給付引当金の計上をする必要があるが、現状、中退共本部からの支給見込額及び退職金規定に基づく支給見込額を把握していないため、金額的にどのくらいの影響があるか不明である。まずは金額の把握を行うことが望ましい。

指摘/意見
意見【意9-2】
表題
精算手数料の料率について
概要
精算手数料の料率（買受代金の 0.35/1000）は会社設立当初から変わっていないが、卸売市場の取扱高の減少が引き続き予想されるため、精算手数料率の見直しも今後は検討していくことが望ましい。

<b>指摘/意見</b>
<b>意見【意9-3】</b>
<b>表題</b>
<b>経理事務について</b>
<b>概要</b>
現状、経理事務に特段問題は見られないが、長崎市が出資している法人であり利害関係者も多いため、社会的影響を鑑みると人為的ミスや不正を十分に防止できるような体制を取る必要がある点については今後もご留意頂きたい。また、新たに経理事務担当者を募集したり、現在ある業務をより効率化したりするためには、今後、システムの活用なども検討することが望ましい。

<b>指摘/意見</b>
<b>意見【意9-4】</b>
<b>表題</b>
<b>株券発行及び株券発行会社への移行について</b>
<b>概要</b>
株券不発行会社とすることによるメリット（株券の喪失や株券の管理上のリスク、株券発行に係るコストの削減等）も踏まえ、現在の株券発行会社としての状態を継続する必要があるか否かについては検討することが望ましい。

<b>指摘/意見</b>
<b>意見【意9-5】</b>
<b>表題</b>
<b>株主名簿の作成について</b>
<b>概要</b>
事実上、「株主名簿」に類似する書類は毎期の株主総会時において作成はされているもの、今後の永続かつ安定的な経営を確保する点からも、法律上その作成が義務付けられている株主名簿については作成されることが望ましい。

<b>指摘/意見</b>
<b>意見【意9-6】</b>
<b>表題</b>
経営検討委員会最終報告書における提言に対する対応状況について
<b>概要</b>
長崎中央市場サービスの公共性や優位性が失われないよう、企業努力をしていくことが望ましい。また、その結果、今までの公共性や優位性が保てなくなるとするのであれば、その際には今一度長崎市としては出資の引揚げ等の見直しを行うことが望ましい。

<b>指摘/意見</b>
<b>意見【意9-7】</b>
<b>表題</b>
就業規則の各規程について
<b>概要</b>
「禁治産者及び準禁治産者」を定める欠格条項については、成年後見制度も始まっている点等も踏まえ、同規程を維持する必要があるか否かについては検討することが望ましい。また、採用時における書類につき実際の運用面の確認、服務基準や懲戒規程の明確化、そして退職金と解雇の関係の在り方についても検討することが望ましい。

(10) (株)ながさきサステナエナジー

指摘：3件	意見：4件
-------	-------

指摘/意見
指摘【指 10-1】
表題
業務執行の人員体制について
概要
従業員の1名が経営計画の作成、役員との調整、事業進捗管理等、総務・契約担当、庶務・経理担当を全て兼務している状態であり、業務量に比べて人員が不足しているほか、業務の遂行、経理面でも適時な監督が出来ている状況ではない。このため、人員増強及び業務の効率化等により人為的ミスや不正を十分に防止できる適切な内部統制の整備が必要と考える。

指摘/意見
指摘【指 10-2】
表題
経理規程の記載について
概要
経理規程中の条項について、有価証券の評価方法、エネルギー供給事業における売上の計上基準時、売掛金の残高確認等の頻度、返品に関する規定など、会社の実態に適合した修正が必要である。

<b>指摘/意見</b>
<b>意見【意 10-1】</b>
<b>表題</b>
株主総会の開催、実施方法について
<b>概要</b>
<p>新型コロナウイルス感染拡大に配慮し、株主総会を現地、Web併用型で行っているが、通信障害への対策、通信障害等のリスクについての株主への説明は経済産業省が策定したガイドにしたがった対応をすることが望ましい。</p> <p>株主総会の記録について、法律上求められている議事録のほかに作成している発言要旨（逐語訳）については、作成の必要性、外注の利用、人員の増加などについて検討することが望ましい。</p>

<b>指摘/意見</b>
<b>意見【意 10-2】</b>
<b>表題</b>
取締役会の開催、実施方法について
<b>概要</b>
<p>取締役会について Web、現地のハイブリッド形式で実施されており、取締役でない選定元会社職員、市役所職員も Web 参加しているが、議決権の代理行使をしていると見られないよう対策、注意喚起を行うことが望ましい。</p>

<b>指摘/意見</b>
<b>指摘【指 10-3】</b>
<b>表題</b>
就業規則等の統一、法令適合性について
<b>概要</b>
<p>労働者（従業員）一般に適用される就業規則と、パートタイム労働者に適用されるパートタイム労働者就業規則で、懲戒事由、解雇事由などの規定が統一されておらず、パート労働法の趣旨に反する状態となっている。</p>

<b>指摘/意見</b>
<b>意見【意 10-3】</b>
<b>表題</b>
ながさき出島インキュベータ入居者補助金について
<b>概要</b>
新興企業支援の趣旨で、長崎市からながさき出島インキュベータ入居者補助金を受給しているが、令和 3 年度には当期純利益 79 百万円を計上しており、今後も補助金交付を受けるべきか否かは長崎市の資源配分の観点から検討の余地があるように思われる。

<b>指摘/意見</b>
<b>意見【意 10-4】</b>
<b>表題</b>
予定損益計算書の精度について
<b>概要</b>
毎期首に事業計画書及び予定損益計算書を作成し、毎期末に予実差異の分析を行っている。令和 2 年度、令和 3 年度について多額の予実差異が生じているため、令和 3 年度までの経験及び今後の事業拡大の見込等を踏まえ、令和 4 年度以降は予算の精度向上に努めて頂きたい。

以上

